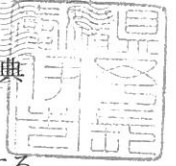


一般廃棄物処理業許可証

伊予市長 武智 邦典



伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり許可する。

処 理 業 者	住 所	松山市南吉田町 2 1 4 5 番地 1
	名 称	松山容器株式会社
	代表者氏名	代表取締役 天野 和久
許 可 期 間	平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日まで	
区 域	伊予市全域	
廃 棄 物 の 種 類	ごみ	
許可する業務の内容	収集・運搬	
許 可 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚令第 35 号）、伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年条例第 99 号）その他の法令を遵守すること。 ● 品位と誠意をもって市民に接し、環境美化に努めること。 ● 代表者（事業主）は従業員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令及び許可条件に違背しないよう、十分な監督及び指導をすること。 ● 許可証を他人に譲渡し又は下請けさせないこと。 ● 処理業者は、省令で定める帳簿を備え実績を記録し、5 年間保存する。また、許可業務の実績内容について市長が報告を求めたときは、その事項について速やかに報告すること。 ● 許可無くして増車、廃車及び車種等を変更しないこと。 ● 取り扱う一般廃棄物について可能な限り再資源化に努めること。 ● 許可事項について変更が生じた場合は、速やかにその事由を付して届け出なければならない。 ● 市長は、一般廃棄物の適正処理に関して必要に応じてその措置を勧告することができる。 ● その他、市長が別に定めること。 	